

確定申告

所得税・町道民税の 確定申告と納税相談 日程のお知らせ

平成23年分

平成23年分の確定申告は、下記日程のとおり行ないます。必要書類を準備されまして、期日内に確定申告されますようお願い致します。

- ① 給与所得者で年末調整をされた方は申告の必要はありません。
- ② 平成23年分から公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の方は所得税の確定申告が不要となりました。

※但し、上記①②に該当する方でも、他に不動産等の所得がある場合は申告が必要です。

また、還付申告は今までどおり提出できます。

区分	日程	地区名
●漁業所得者等 (青色・白色)	2月16日(木)	峯浜町・幌萌町・春日町
	2月17日(金)	麻布町・本町
	2月20日(月)	八木浜町・緑町
	2月21日(火)	知昭町・松法町
	2月22日(水)	礼文町(北)・礼文町(南)
●給与所得者等 (乗子の方) (季節労務の方) (還付申告の方)	2月23日(木)	海岸町
	2月24日(金)	岬町
	2月27日(月)	栄町・栄町高台・湯ノ沢町
	2月28日(火)	富士見町・船見町
	2月29日(水)	共栄町

◎会場 *漁協(3階大ホール)

◎受付時間 *9:00~16:00まで

*日程をご確認のうえ、地区指定日に申告するようお願い致します

上記期間中、不在等により確定申告ができない方は(青色・収支計算の方は除く)羅臼町役場1階会議室で、3月1日~15日(土・日除く)9:00~16:00の期間に申告を済ませて下さい。

羅臼町・羅臼漁協青色申告会

扶養控除が改正されました

ご注意ください！

☆平成23年分から年少扶養控除、特定扶養控除の一部が廃止されました。

- ・ 16歳未満（平成8年1月2日以後生まれ）の年少扶養控除38万円が廃止されました。
- ・ 16歳以上19歳未満（平成5年1月2日から平成8年1月1日生まれまで）の特定扶養控除の上乗せ部分25万円が廃止され、38万円とされました。

※ 19歳以上23歳未満（昭和64年1月2日から平成5年1月1日生まれまで）の特定扶養控除は今までどおり63万円を受けることができます。

※ 年少扶養控除が廃止されても、16歳未満の年少者を扶養している場合の寡婦控除、障害控除等は今までどおり受けることができます。

住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ① 住民票（24年1月以降発行のもの）
- ② 借入金の年末残高証明書
- ③ 売買契約書又は請負契約書
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 増改築の場合は増改築等工事証明書等

社会保険料控除について

- ① 後期高齢者医療保険料も対象になります。
- ② 社会保険料控除の対象になる保険料（国税等）は、平成23年中（1月1日～12月31日）に実際に支払った金額が控除額になります。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください！

3月2日（金）は羅臼町役場でe-Taxによる申告ができます。

この日は、根室税務署の職員が来庁してe-Taxの操作指導を行います。

●日 時 平成24年3月2日（金） 9:00～14:00

●場 所 羅臼町役場（1階税務財政課内）

※ e-Taxで申告するためには、「電子証明書（住民基本台帳カードと共に申込が必要）」が必要となります。発行までには概ね2週間程度を要しますので、e-Taxをご利用の方は、至急、役場環境生活課へお申込みください。

忘れずに持参して下さい

- ① 印鑑
- ② 事業所得のある方は関係諸帳簿一式
- ③ 給与所得で源泉された方は源泉徴収票
- ④ 年金所得がある方は公的年金等の源泉徴収票
- ⑤ 国民年金払込証明書
- ⑥ 生命保険料や地震保険、旧長期損害保険等の保険料を支払った場合はその証明書
- ⑦ 医療費を支払った場合はその領収書（事前に明細書は作成のこと）
- ⑧ 身体障害者手帳等

確定申告に関するお問い合わせ 【根室税務署】 0153-23-3261

【役場税務財政課】 0153-87-2113